

新収史料の部 出陳史料目録・略解説

1 山門児童孫鶴丸申状 正中二年（1325）九月 1 通 [0471-23]

延暦寺の稚児である孫鶴丸が、大覚寺二品親王（性円）家に対して自らの越前国生部（いけぶ）荘内十二名別符地主職の安堵を訴えるもの。聖教の紙背文書として伝わり、第二紙下半を欠く。

1 参考 関東下知状（歴代亀鑑のうち） 承久三年（1221）八月廿五日

1 通 [S 島津家文書-1-1-20]

島津忠義（忠時）を越前国生部庄ならびに久安保重富地頭職に補任するもの。赤外線撮影により端裏書が判読できた。『大日本古文書』島津家文書之一、20号、『東京大学史料編纂所影印叢書』1所収。

2 後七日御修法等道具唐櫃封緘集 建保四年（1216）～寛正六年（1465）

1 巻 [未整理]

宮中後七日御修法・仏舎利奉請・灌頂院御影供・結縁灌頂の時に使う道具類を納めた唐櫃に付けた東寺長者の封の廃棄されたものを集める。旧名称「宮中御修法長者緘帳」。展示の延文五年覚雄の封は『花押かがみ』7所収。

2 参考 延文五年後七日御修法記録 延文五年（1360）正月十四日条

（金光図書館所蔵『永和五年仮名暦』紙背） 康暦二年（1380）頃

後七日御修法で用いた道具を唐櫃に納める作法が詳しく、封の略図も載せる。『金光図書館の具注暦』（東京大学史料編纂所研究成果報告 2013-1）参照。

3 東寺長者補任 建保四年（1216）条 江戸時代前期 1 冊 [0616-1]

東寺に盗人が入った記事で、封緘集はこの年の封から始まる。『大日本史料』第四編之十三参照。報恩院本系で、永久寺・三井家旧蔵。（以前より既登録）

4 慈聖院領諸庄園重書正文已下目録 康暦二年（1380）五月三日 1 巻[0015-4]

南禅寺慈聖院領・嵯峨寿寧院領の諸庄園の重書を書き上げた目録。冒頭には龍湫周沢（1308～88）の署判、紙継目には龍湫の花押があり、末尾には龍湫の識語がある。

4 参考 南禅寺慈聖院領庄園重書目録（早稲田大学図書館所蔵） 同上

展示史料とほぼ同文の原本で、書き入れ注記に多少の異同があり、末尾識語の後ろに続く四行の記載部分はない。荻野三七彦研究室収集文書。『分散した禅院文書群をもちいた情報復元の研究』（東京大学史料編纂所研究成果報告 2009-6）参照。

5 土屋宗能目安案（土代） 応永五年（1398）四月日 1通 [0471-24]

土屋氏は河内の国人で、茨田郡伊香賀郷（枚方市）の地頭。山名氏清に属して明德の乱に連座し所領を没収され、その回復を幕府に訴えたもの。字句の訂正が残り、おそらく土代。水野恭一郎「河内国土屋家文書について」（『鷹陵史学』2、1976年）33号に翻刻されるが、現状では端裏書が裁ち落されている。

6 後土御門天皇女房奉書（多氏文書のうち） 文明九年（1477）頃

1巻 [0671-28-14]

綾小路中将（俊量：1451-1518）充。内侍所御神楽の陪従が逐電したため和琴を勤める者がいない、多久時に稽古して勤めるよう仰せつけよという内容。史料群全体の概要については、遠藤珠紀「史料編纂所新収「楽家多氏文書」の紹介」（『画像史料解析センター通信』63）参照。

6参考 実隆公記 文明九年正月二十二日条 [S0673-6-10]

三条西実隆（1455～1537）の日記で、展示の女房奉書に対応する記事。恒例の内侍所神楽で陪従が逐電し嘆かわしいとし、綾小路俊量から「和琴所作事、久時可令稽古之由有勅定云々」と聞いたと記す。『大日本史料』第八編之九参照。

7 和琴作法之事（多氏文書のうち） 明応二年（1493）十一月廿八日

1巻 [0671-28-17]

御神楽における和琴の奏法について、曲目の進行に沿って記す。奥書に「明応二年十一月廿八日移置也、／正五位下前□□〔対馬カ〕守久時／已前御シルシニ仕置ヲ又移、」とある。

8 飛鳥井雅康（宋世）書状 卯月十九日 室町時代（1500年頃）

1幅 [未整理]

飛鳥井雅康（1436～1509）が、万松軒宗山等貴（伏見宮貞常親王息）に対し、明後日に細川政元（右京兆）が自邸を訪れるので、同席を依頼するもの。蹴鞠を催すため幸蔵主の同道を求めている。『日本書蹟大鑑』8所収。

9 石清水若宮歌合等、同紙背文書 室町時代（1530年前後） 1冊 [未整理]

三条西公条（1487～1563）が書写した「寛喜四年石清水若宮歌合」のほか、「自讃歌序」「御会詩歌序集」などを合綴。いずれも紙背文書があり、公条充の女房奉書や廷臣の書状が含まれる。今後の活用には修補が必要。「石清水若宮歌合」は古写本に恵まれず、この三条西家本は古いものに属す。井上宗雄氏旧蔵。

展示の紙背文書は、折紙の見返し末尾に「とさ」とあり、土佐光茂の消息。冒頭「昨日はくわしや（冠者カ）の絵の事」、途中「おなしくはへちの御ゑやう（絵様）を給候へく候」といった文言は、絵師にふさわしい。

9参考 三条西公条画像（法体）模本 室町時代（16世紀中頃） [波-47]

原本は二尊院所蔵、絹本著色。おそらく狩野派の絵師によるもの。後奈良天皇（1496～1557）賛。